

質問回答

2017年9月19日

「(ルワンダ国 ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト)」

(公示日:2017年9月6日/公示番号:170629)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>業務指示書 P.17 (3)ICT 企業家支援活動の改善 3)インキュベーションセンター及びファブラボ機材の調達、工事実施</p>	<p>本件は今後内容を詰め変更契約(増額)にて各種機材調達や工事を実施すると理解しているが、建業法等受託者企業の資格有無によっては契約形態を選択できるなど柔軟なスキームを考慮いただけると想定してよろしいでしょうか。</p>	<p>受託企業様の資格有無を踏まえて工事部分を JICA 事務所による契約にする等柔軟に対応させていただく予定です。参考までに申し上げますと、現時点で想定するのはパーティションの設置や壁の張替などの簡単な内装工事であり、特段の資格を要するものではありません。</p>
2	<p>業務指示書 P.18 (5)現地起業家とのパイロット事業</p>	<p>「現地起業家とのパイロット事業」は、C/P と連携の上、事業者を募集・選定していくことになると理解していますが、当該事業者の調達主体(契約主体)は本プロジェクトの受託業者となりますでしょうか。(JICA ⇒ 本プロジェクトの受託業者 ⇒ 現地起業家というお金の流れになるという理解ですが想定される商流をご教示ください。)</p>	<p>現地起業家とのパイロット事業に関する契約主体は受託業者様となります。</p>

3	業務指示書 P.20 (9)本邦企業と連携したパイロット事業	「現地起業家とのパイロット事業」に係る費用は、各 200 万円 × 5 分野 × 3 バッジで定額を見積計上するものと理解していますが、「本邦企業と連携したパイロット事業」に係る費用については、どのように考えればよいでしょうか。同様に、当初契約の対象外としたうえで、変更変更(増額)となるという理解でよろしいでしょうか。	「本邦企業と連携したパイロット事業」に関しては JICA で契約を行うためパイロット事業費自体を見積計上いただく必要はありません。一方で、事業の選定、入札図書等の作成、実施、評価等の契約事務を除く業務を受託業者様が行う必要があるため、業務計画作成においてはその旨考慮願います。
4	全般	報告書等は原則、英語で作成すると理解していますが、フランス語や多言語で公式文書を作る必要はありますでしょうか。	ルワンダは英語を公用語としており、報告書を含め業務で英語以外の外国語を使用する場面は想定しておりません。
5	p.4「3 (1) 業務管理グループ」	本案件は「総括／ICT」団員の格付けが 1 号想定となっていますが、業務管理グループの結成自体は認められる(ただし若手育成加点の対象にはならない)という理解でよろしいでしょうか。	はい。このご理解の通り、業務管理グループの結成自体は認められます。ただし若手育成加点の対象にはなりません。
6	p.13「(6) パイロット事業の実施方法」	パイロット事業は再委託契約で実施予定とのことですが、個別のビジネスモデル等のアイデアに基づいてパイロット事業を行う想定でも、入札による選定が必要でしょうか。	「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html)」に基づき実施します。入札のみならずプロポーザル方式(Quality Based Selection)や、限られたケースのみですが随意契約(Direct Contracting)も認められています。

7	p.20「(9) 本邦企業と連携したパイロット事業」	本邦企業と連携したパイロット事業を 3 回実施予定とのことですが、合計何件のパイロット事業を行う予定でしょうか。	合計 3 件(=3 回)を予定しております。
8	業務指示書 P.6 第 8 プレゼンテーションについて		プレゼンテーションの日程は 10 月 2 日午後を予定しております。

以上